

学校評価アンケート（前期）の実施について

学校評価アンケートは、本校が学校教育目標を実現させるために日々実施している教育活動が保護者にどのように受け止められているかを理解し、自己評価の参考にすると共に、自己評価に基づきその後の教育活動の改善に活かして行くために実施するものである。

1 学校評価に関する規定について（文部科学省 平成28年 改定 学校評価ガイドラインより）

学校評価については、次のように規定されている。

○学校教育法

第42条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

※幼稚園、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等にもそれぞれ準用。

○学校教育法施行規則

第66条、第67条及び第68条により各学校は法令上

①教職員による自己評価を行い、その結果を公表すること。

②保護者などの学校の関係者による評価（「学校関係者評価」）を行うとともにその結果を公表するよう努めること。

③自己評価の結果・学校関係者評価の結果を設置者に報告すること。

※学校評価は法令上定められたものであり、我々はそれを実施する義務があります。

詳しくは、文部科学省Webページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakko-hyoka/1295916.htm をご覧ください。

2 評価の内容等

(1) 評価者

- ・全教職員 → 教職員アンケート（記名式）「自己評価」
- ・保護者 → 保護者アンケート（無記名）「学校関係者評価」
- ・生徒 → 生徒アンケート（無記名）「授業等に関する評価」
- ・地域サポート委員（学校評議委員） → 集計結果を元に意見を聴取する。「外部評価」

(2) 内容

- ・学校教育目標、教育課程
- ・各組織の運営
- ・学習指導全般、生徒指導全般、寄宿舎生活
- ・運営管理全般
- ・その他

(3) 結果の公表及び外部評価

これらの結果を学校のホームページに公表するとともに、学校関係者評価においては地域サポート委員会にて地域サポート委員に評価結果を報告し、意見をもらう。

(4)評価の方法

- ・評価基準尺度による個人評価（該当する尺度欄に○を記入する）

A:よくあてはまる B:あてはまる C:あまりあてはまらない D:まったくあてはまらない ? :わからない

3 教職員アンケートの記入時の注意事項

- ・記名式とし、全教職員が提出する。
- ・客観的な視点に立って本校の教育活動を評価する。
- ・「提案や要望など」欄に記入の際は、関連番号を併せて記入する。
- ・個人を特定して批判するような記述は避ける。 ※ 相談があれば、口頭で教頭に申し出る。

4 学校評価の日程と手順

(1)日 程

	教職員アンケート 生徒アンケート	保護者アンケート
配 付 日	9月6日（火）	9月9日（金）
回 収 日	9月16日（金）まで	9月16日（金）まで

(2)アンケートの回収について

- ・教職員アンケート：Google Formsにて実施。
- ・保護者アンケート：Google Formsにて実施。
- ・生徒アンケート：担任がGoogle Formsにて生徒iPadを使用し実施する。

(3)集 計

回収後、集計は随時、学校評価委員会・企画総務部で行う。

※学校評価委員：◎教頭/事務長/企画総務部長/教務主任/□校長/□学科主任長(校内諸規程より)

(4)公表までのスケジュール

令和4年	9月	アンケート用紙配布、回収
	10月	アンケート集計完了
	11月上旬	学校評価委員会
	11月下旬	職員会議報告
	12月	保護者に集計結果を配布し公表
		地域サポート委員会に公表・意見聴取、後期計画作成
		ホームページにて公表